

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	長野県 千曲市

千曲市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 経済部 農林課
所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地
電話番号 026-273-1111
FAX番号 026-273-1921
メールアドレス nousin@city.chikuma.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン・タヌキ キツネ・アナグマ・カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	千曲市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	10.3万円 100a
	野菜	1.1万円 100a
ニホンジカ	果樹	16.4万円 570a
	水稲	14.9万円 400a
	その他	4.5万円 110a
ハクビシン・タヌキ キツネ・アナグマ	果樹	20.7万円 130a
カラス	水稲	9.2万円 150a
	果樹	2.6万円 230a
	野菜	0.5万円 80a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

高齢化や人口減少に伴い耕作放棄地が増加し、人の活動の低下に加え、山林の環境の変化等さまざまな原因が重なり、野生鳥獣の目撃情報が中山間地を中心に増えてきている。

農林業被害も発生しており、とりわけ中山間地域の農林業維持を図るうえで重大な支障が生じている。

イノシシによる被害は市内全域の中山間地域、山裾の農地等を中心に発生している。ここ数年は、豚熱の影響などにより個体数は減少傾向にあると推測されるが、市街地への出没も確認されており、農作物被害も深刻な状況にある。

ニホンジカによる農作物への被害も発生している。当市の主力農産物である『リンゴ』への一層の被害拡大が懸念される。特にリンゴの場合は芽吹き時期の若芽の食害、枝折れ等の被害が発生している。

カラスによる農作物被害も発生している。特に果樹を中心に被害報告が寄せられている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	種類	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	イノシシ	11.4万円	10.8万円
	ニホンジカ	35.8万円	34万円
	ハクビシン・タヌキ キツネ・アナグマ	20.7万円	19.7万円
	カラス	12.3万円	11.7万円
被害面積	イノシシ	200a	190a
	ニホンジカ	1,080a	1,026a
	ハクビシン・タヌキ キツネ・アナグマ	130a	123a
	カラス	460a	437a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	実施隊員による銃器、檻、わなによる捕獲を実施。 近年、イノシシ・ニホンジカは合わせて300頭近く捕獲されており、更なる個体数削減を目的に、協議会を通じて報償金を交付している。	・ 猟友会員の高齢化に伴い、従事者の確保と檻の移動や管理。 ・ 荒廃農地や管理されていない雑林などが増えておりイノシシが住み家にしやすい環境が増えている。
防護柵の設置等に関する取組	個人または共同で電気牧柵、防護柵を設置した場合、購入費の1/3を補助している。 地域の総意により対策組織を設立し、地域自らが行う事業を支援。 (これまでに45km整備済)	・ 個人対応では被害を受ける圃場が移るだけで、被害の減少にはならない。広範的な対策が必要。 ・ 地元の合意形成と対策組織の設立
生息環	緩衝帯整備は、地域の要望で地権	・ 緩衝帯の維持管理体制構築と財源

境管理 その他 の取組	者の承諾のある箇所を実施。これまで、およそ9ha程度実施している。	確保。
-------------------	-----------------------------------	-----

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲体制については、通年、実施隊員による檻、ワナ、銃器により実施する。また個人、共同による電気柵、防護柵の設置に対しては、引き続き補助を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市猟友会員のうち猟友会長の推薦を受けた者を、千曲市鳥獣被害対策実施隊員(対象鳥獣捕獲員)に任命し、年間を通じて捕獲を実施している。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ・ニホンジカ ハクビシン・タヌキ	有害獣駆除推進事業として狩猟免許を取得する際の初心者講習免許試験

	キツネ・アナグマ	講習費及び狩猟者免許試験手数料の助成を行う。
--	----------	------------------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカの個体数は増加傾向にあり、年々捕獲頭数が増加している。イノシシの個体数は豚熱の影響などにより個体数は減少傾向にあると推測されるが、ニホンジカ・イノシシともに個体数の増加と生息域の拡大を抑制し、農作物被害の軽減を図るため、捕獲体制を強化していく必要がある。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	80	80	80
ニホンジカ	240	240	240
ハクビシン・タヌキ・キツネ・アナグマ	80	80	80
カラス	150	150	150

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲は、千曲市鳥獣被害対策実施隊員が実施している。ニホンジカ・イノシシについては、4月～11月はくくりわな・オリによる捕獲を行い、11月～3月にはくくりわな・オリによる捕獲に加え、市内全域の山林で銃器による捕獲を行っている。また、報奨金を交付して個体の削減に努めている。</p> <p>ハクビシン等小動物については被害の多い地域を中心に箱わなを用い通年捕獲を実施している。</p> <p>カラスについては、6月～10月に実施隊員により果樹園等の見回り、追い払い、駆除を実施している。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊の受傷事故防止のため止め刺しに使用する。 狩猟期に合わせて有害の駆除を行っているため必要となる。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
千曲市内	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ) 1,000m	侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ) 1,000m	侵入防止柵 (ワイヤーメッシュ) 1,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	・地域の対策組織等による定期的な見回りを実施し、破損箇所等の補修を行う。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ	市や市協議会が実施する緩衝帯整備の維持、管理も地域対策組織が担う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

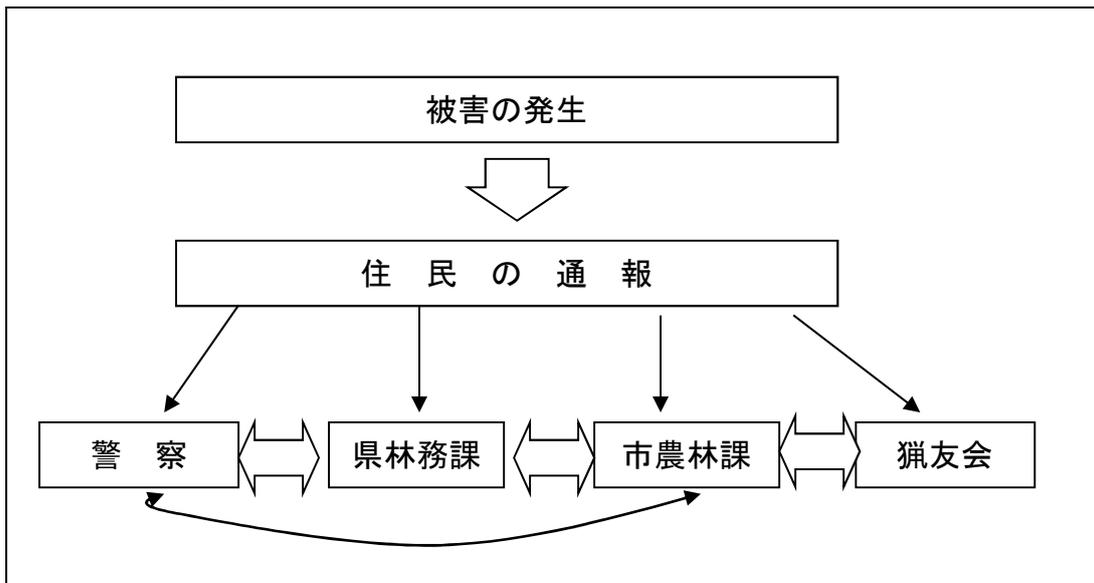
関係機関等の名称	役割
千曲市 農林課	被害状況の把握と関係機関との連絡調整
千曲警察署	住民の安全の確保
長野地方事務所 林務課	被害状況の把握と関係機関との連絡調整
千曲市猟友会 (千曲市鳥獣被害対策実施隊)	捕獲の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者への払い下げ及び埋設処理としている。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現時点では市の取組としては考えていないが、今後、活用方法の検討を行っていく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
千曲市 農林課	被害状況の把握と地域組織の指導、育成(事務局)
ながの農協	被害状況の把握、調査、指導(事務局)
千曲市猟友会 (千曲市鳥獣被害対策実施隊)	捕獲の実施
千曲市 農業委員会	被害状況の把握と地域組織の指導、育成

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野地域振興局 林務課	被害等の対策への相談、調査、指導
長野県鳥獣対策・ジビエ振興室	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成25年3月22日設置。
 毎年、千曲市猟友会員のうち、市猟友会長の推薦を受けた者約 60 名を鳥獣被害対策実施隊員(対象鳥獣捕獲員)として任命し捕獲を実施している。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

集落単位の対策組織が、侵入防止柵の設置や維持管理、緩衝帯整備等地域住民が自らの手で実施している。
 市では、これら地域対策組織の活動を積極的に支援していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

広報等を通じて野生動物を寄せ付けない環境づくり等を啓発しながら、地域の創意による対策組織を立ち上げ、育成し、組織自らが山林、荒廃地等の適切な環境整備を行える組織、地域づくりを目指す。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。